



# 新型コロナウイルス特措法改正案が成立

## 1. 従来の新型コロナウイルス感染症対策と、その限界

### 政府・地方自治体

新型コロナウイルス特措法に基づき、感染症対策への協力を要請  
同時に、事業者支援や雇用対策、生活支援対策も拡充

#### 一般国民

手洗いやマスク着用、  
3密回避、外出自粛など

#### 感染者

宿泊療養や自宅療養、  
保健所調査への協力など

#### 事業者

営業自粛や時短営業、  
テレワークへの協力など

### 3度目の緊急事態宣言と、コロナ対策強化の必要性

感染の再拡大により、本年4月に3度目の緊急事態宣言が発令された  
宣言は5月11日に解除される予定だが、予断を許さない状況にある

- 新型コロナウイルスの流行抑制には、国民や事業者の協力が必要不可欠  
しかし、新型コロナウイルス特措法では要請が限界で、実効性に課題がある  
感染症対策を強化するには、特措法の改正が極めて重要である

## 2. 新型コロナ特措法 改正法の概要

本年2月、新型コロナ特措法などの改正案が可決、13日から施行された。  
改正法では、新型コロナ対策のため、支援と罰則が強化される。

### 新型コロナ特措法、感染症法などの主な改正点

- ① **必要な場合、国民や事業者などに感染症対策への協力を義務付け**  
政府は、協力した事業者に対して財政支援を行なう義務を負う  
事業者が正当な理由なく協力を拒む場合、過料などの罰則を実施
- ② **緊急事態宣言の前段階として、『蔓延防止等重点措置』を創設**  
政府がこの措置を行う際は、速やかに国会に報告する
- ③ **国と自治体は、患者や医療従事者などへの差別を防ぐ責務を負う**
- ④ **緊急事態宣言が発令されていない段階でも、病床の確保に向けて、ホテルなどの施設を『臨時の医療施設』として利用できるようにする**
- ⑤ **国や知事が、民間病院にも感染症患者の受け入れを勧告できる**  
正当な理由なく患者の受け入れを拒んだ場合、病院名を公表できる

### ≪ 改正新型コロナ特措法における過料（＝前科の付かない罰金） ≫

	蔓延防止等重点措置	緊急事態宣言
入院措置命令に従わない 入院先から脱走する	どちらも50万円以下の過料	
保健所調査に答えない 保健所調査に虚偽を述べる	どちらも30万円以下の過料	
休業や時短営業の 命令に協力しない	20万円以下の過料	30万円以下の過料
都道府県知事の 立入検査や報告徴収を拒む	どちらも20万円以下の過料	